

議案第 3 1 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 2 4 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「若しくは法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)」を加える。

第 2 6 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 3 0 条第 1 項及び第 2 項、第 3 2 条第 1 項及び第 2 項、第 4 5 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 8 条第 1 項及び第 2 項中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

(市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正)

第2条 市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(令和7年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「保育士」の次に「又は法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)」を加え、同条第2項及び第3項各号中「保育士」の次に「又は地域限定保育士」を加える。

(市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「者」の次に「又は法第18条の29に規定する地域限定保育士」を加え、同条第5項ただし書中「補助者」を「補助員」に改める。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

児童福祉法の改正による地域限定保育士制度の創設により、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、関係条例中の職員の配置に関する規定を整備するほか、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

